

# 第37回 大崎上島町公共交通連携協議会

開催日 令和5年8月10日(木) 13時30分～

開催場所 大崎上島町役場本庁 2階大会議室

# 第 37 回 大崎上島町公共交通連携協議会

令和 5 年 8 月 10 日(木) 13 時 30 分～

大崎上島町役場本庁 2 階大会議室

## 開 会

あいさつ

委員紹介

大崎上島町公共交通連携協議会の役員選出 ..... 1

## 議 題

### 1. 報告事項

(1) 令和 4 年度事業報告について ..... 2

(2) 令和 4 年度交通対策事業実績・令和 5 年度予算について ..... 5

(3) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について ..... 10

### 2. 協議事項

(1) 令和 4 年度収入支出決算（案）について ..... 11

(2) 令和 5 年度収入支出予算（案）について ..... 13

(3) 令和 5 年度事業計画（案）について ..... 14

(4) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ..... 15

(5) デマンド交通実証実験の実施について ..... 17

### 3. その他

## 添付資料

大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿 ..... 18

大崎上島町公共交通連携協議会規約 ..... 19

大崎上島町公共交通連携協議会財務規程 ..... 21

大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程 ..... 23

※ 別 冊 大崎上島町地域公共交通計画事業実施支援業務報告書

## 大崎上島町公共交通連携協議会の役員選出

1. 協議会会長は大崎上島町公共交通連携協議会規約第6条第2項により副町長をもって充てる。

協議会会長は 小田博 副町長 とする。

2. 協議会副会長は大崎上島町公共交通連携協議会規約第6条第4項により会長が委員の中から指名する。

協議会副会長は \_\_\_\_\_ 様とする。

# 1. 報告事項

## (1) 令和4年度事業報告について

### ・協議会の開催

	開催日時・会場	内 容
第34回	令和4年8月25日(木) 付けで依頼 [書面審議] (対面による開催を中止)	1. 報告事項 (1) 令和3年度事業報告について (2) 令和3年度交通対策事業実績・令和4年度予算について (3) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について 2. 協議事項 (1) 令和3年度収入支出決算(案)について (2) 令和4年度収入支出予算(案)について (3) 令和4年度事業計画(案)について
第35回	【開催日時】 令和4年10月6日(木) 14時30分～15時30分 【会場】役場本庁2階会議室	1. 協議事項 (1) オンデマンド交通実証実験の実施について
第36回	【開催日時】 令和5年3月9日(木) 13時30分～14時30分 【会場】役場本庁2階会議室	1. 報告事項 (1) スマートアイランド推進実証調査について (2) 明石小長フェリー航路について (3) オンデマンド交通実証実験について

### ・地域公共交通計画に基づく各種事業の実施

計画に基づく各種事業の実施にあたり、円滑な推進を支援することを目的として業務委託により実施した。

委託内容(詳細は別冊資料内容のとおり)

#### ① 陸上交通の運行及び改善事業

ア おと姫バスの利用者数の分析として平成24年度から利用実績データを元に利用状況の検証等を行った。

イ 他町の事例を参考にタクシー運賃補助制度について比較検討した。また、町と共同で超小型電気自動車(シーポッド)を活用した公用車のシェアリングを展開する広島トヨペット株式会社にアンケート調査を行った。

#### ② 海上交通の運航及び改善事業

##### ・高速船利用分析

高速船の利用者数は、平成22年度以降減少傾向で近年の新型コロナウイルスの影響もあり一層減少しており、利用者数の減少に伴い運賃収入も同じく減少している状況である。

③ 地域公共交通利用促進業務

ア 公共交通利用促進啓発記事の掲載【 町広報紙 】

事業内容周知及び公共交通機関の利用促進を図ることを目的として、広報紙へ掲載した。

広報掲載月	内 容	ページ数
令和4年11月号	・デマンド型おと姫バス実証運行開始のお知らせ	2

イ バスの乗り方・安全教室の実施支援

・高齢者を対象としたバスの乗り方教室の実施

バスの利用促進を図るため、本業務を委託により実施。サロンを利用する高齢者に既存のバス（路線・おと姫）の乗り方を説明する乗り方教室を行い、デマンド型おと姫バスの実証運行に伴う事業説明及び予約方法も併せて周知した。

**実施回数 10 回 述べ 72 人参加（主な実施場所：ライオンズクラブ、高齢者サロン）**

・児童を対象としたバスの乗り方教室及び交通安全教室の実施

バスを安全に、かつ、正しい乗り方を身につけることを目的として実施。大崎小学校の2年生を対象として、町職員及びさんようバスのスタッフが路線バスの乗り方や、バスの乗車体験等の教室を実施した。また、児童のバス等に対する理解を深めるため、紙芝居を使った安全教室も実施した。

実 施 日	開始時間	場 所	体験乗車	参加人数
令和5年2月22日(水)	8時30分	大崎小学校	有	21人

**体験乗車の行程**

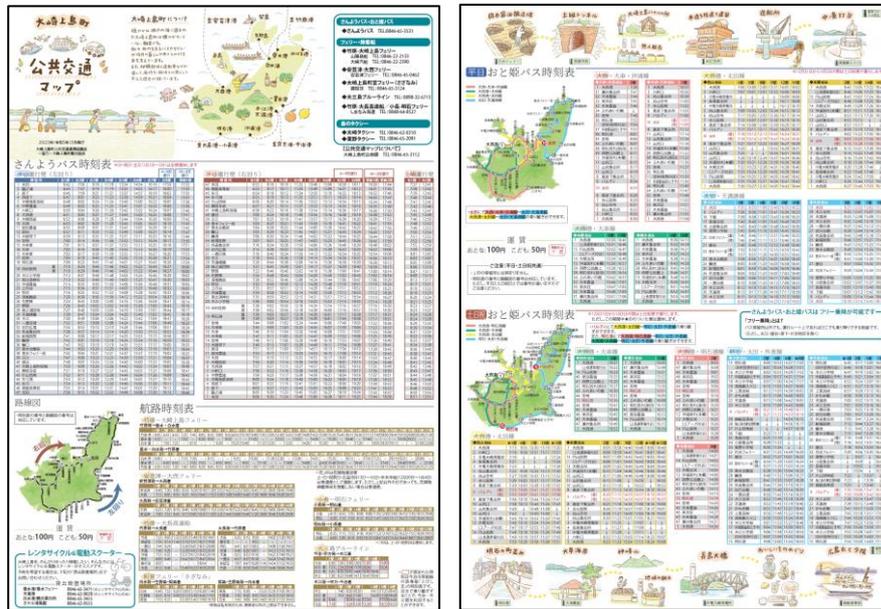
8：30 大崎小学校（校庭）にて、バスの乗り方教室  
 8：40 路線バス用車両に体験乗車  
 ※車内にて、バスの死角等の交通安全教室  
 ↓ （大崎小学校 → 大串（下車）  
 → 大崎小学校）  
 9：20 終了



④ 利用促進に繋がるツール作成

公共交通の利用促進を図ることを目的として、バスや船時刻を掲載した情報ツール時刻マップ（部数：500部）を製作した。その際、観光利用目的を促すような情報を盛り込むことを念頭に、大崎上島町観光協会の協力を得て観光情報、関連イラストなどを掲載した。

公共交通マップ



A2サイズ（A6折り）両面カラー

(2) 令和4年度交通対策事業実績・令和5年度予算について

① 海上交通について

ア. 高速船「竹原～大長」

I. 運航収支

(単位:円)

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度予算
営業収益	21,333,461	23,910,100	15,913,410	14,072,911	14,903,710	14,377,000
営業外収入	-	-	-	-	※217,272	-
運航経費	58,333,461	63,910,100	60,162,242	67,978,392	68,716,105	67,459,768
差引欠損額	37,000,000	40,000,000	44,248,832	53,905,481	53,595,123	53,082,768

※燃油費高騰緊急支援金 118,750 円・温暖化対策還付金 98,522 円

II. 広島県生活交通体系再編支援・竹原市補助

平成22年度県補助 5,217,000 円、竹原市補助 4,207,000 円を最後に補助なし。

III. 利用実績

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
旅 客	28,664 人	28,835 人	21,039 人	19,537 人	20,523 人

イ. 安芸津フェリー

I. 運航収支

(単位:円)

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度予算
営業収益	247,224,000	281,844,000	227,818,000	225,523,000	265,410,000	236,641,000
営業外収益	3,280,000	3,596,000	3,555,000	36,960,000	479,000	2,000,000
運航経費	251,898,000	248,565,000	249,078,000	242,640,000	259,028,000	258,942,000
営業外費用	0	0	98,000	322,000	270,000	2,325,000
差引欠損額	1,394,000	△36,875,000	17,803,000	△19,521,000	△6,591,000	22,626,000

II. 広島県生活航路維持確保対策事業補助

(単位:円)

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度予算
補助対象額	—	—	13,523,000	11,994,000	—	17,113,000
県補助金	—	—	6,761,000	5,997,000	—	8,556,000
東広島市分	—	—	3,380,750	2,998,500	—	4,278,500
大崎上島町分	—	—	3,381,250	2,998,500	—	4,278,500

※広島県補助分は、前年度10月から本年度9月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助し、残りの1/2については、協定により、東広島市・大崎上島町がそれぞれ1/2を負担。

III. 利用実績

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
旅 客	192,765 人	209,299 人	162,086 人	166,485 人	187,289 人
車 両	86,277 台	97,514 台	79,881 台	80,892 台	97,284 台

ウ. 大三島ブルーライン

I. 運航収支

(単位:円)

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度予算
営業収益	67,410,000	66,497,000	71,545,000	55,034,000	64,283,000	60,400,000
営業外収益	306,000	312,000	352,000	7,577,000	3,819,000	0
運航経費	107,849,000	106,974,000	116,692,000	141,535,000	161,441,000	157,420,000
営業外費用	0	0	3,486,000	3,514,000	3,020,000	3,185,000
差引欠損額	40,133,000	40,165,000	48,281,000	82,438,000	96,359,000	100,205,000

II. 広島県生活航路維持確保対策事業補助

(単位:円)

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度予算
補助対象額	34,382,000	25,068,000	33,634,000	44,617,000	49,837,000	50,062,000
県内分 (減価償却分除く)	8,596,000	6,267,000	8,408,000	11,154,000	12,459,000	12,515,000
県補助金	4,298,000	3,133,000	4,204,000	5,577,000	6,229,000	6,257,000
大崎上島町分	10,033,000	10,041,000	12,070,000	20,609,000	23,864,000	25,051,000

※大崎上島町補助分は、前年度(4月から翌3月)欠損額の内、千円未満を切り捨て、協定により、今治市3/4、大崎上島町1/4の割合で負担。広島県補助分は、前年度10月から本年度9月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助金として広島県が補助。

III. 利用実績

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
旅客	50,988人	51,880人	47,563人	42,142人	46,869人
車両	19,491台	18,281台	18,173台	16,147台	19,069台

IV. 新造船について

新造船「みしま」は、平成31年4月22日から運航を開始している。

総建造費は453,600,000円(税込)。そのうち、158,840,000円について、大崎上島町1/4、今治市3/4の割合で大三島ブルーライン株式会社に対し、平成31年3月に貸付を行った。償還期間は11年。

貸付金額：39,710,000円

令和2年度貸付償還金額：8,360,000円

令和3年度から令和11年度貸付償還金額：2,850,000円/年

令和12年度貸付償還金額：5,700,000円

エ. 町営フェリー「さざなみ」

I. 運航収支

(単位:円)

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度予算
営業収益	3,615,290	3,977,120	3,188,021	3,870,253	4,027,180	3,744,000
運航経費	94,685,951	93,697,584	100,438,322	95,328,354	94,043,113	100,043,000
差引欠損額	91,070,661	89,720,464	97,250,301	91,458,101	90,015,933	96,299,000

II. 国・県補助金

(単位:円)

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度予算
補助対象額	91,070,661	89,720,464	97,250,301	91,458,101	90,015,933	96,299,000
国庫補助金	44,894,037	43,604,098	51,178,817	42,630,935	42,414,744	40,439,000
県補助金	14,585,000	16,072,000	19,851,000	21,303,000	23,647,000	27,099,000

III. 利用実績

区 分	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
旅客	9,090 人	9,757 人	10,015 人	10,872 人	9,397 人
車両	1,691 台	1,974 台	1,472 台	1,941 台	1,970 台

②陸上交通について

◎ おと姫バスの実績について

- ア. 業務委託名 大崎上島町営バス（おと姫バス）指定管理
- イ. 業務委託先 さんようバス株式会社
- ウ. 委託料 29,537,037円
- エ. 委託期間 2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日

○ 乗車状況（12ヶ月）

- ア. 運行経費（29,537,037円）÷ 乗車人数（16,492人）≒ 1,791円/人（前年1,832円/人）
- イ. 月別乗車人数・運賃収入・委託料

区分	乗車人数（人）				運賃収入（円）			委託料（円）		
	R2	R3	R4	1日平均 利用人数	R2	R3	R4	R2	R3	R4
4月	1,192	1,424	1,353	45.1	101,900	125,750	116,150	2,351,151	2,351,151	2,351,151
5月	1,367	1,435	1,562	50.4	116,950	126,200	133,300	2,216,577	2,216,577	2,216,577
6月	1,443	1,341	1,434	47.8	124,800	117,650	128,680	2,216,577	2,216,577	2,216,577
7月	1,447	1,768	1,546	49.9	125,600	154,850	135,810	2,409,627	2,409,627	2,409,627
8月	1,357	1,242	1,219	39.3	116,950	108,950	105,950	3,278,931	3,278,931	3,278,931
9月	1,413	1,222	1,341	44.7	117,700	103,130	117,030	2,480,742	2,480,742	2,480,742
10月	1,575	1,512	1,614	52.1	134,900	133,430	140,480	2,291,575	2,291,575	2,291,575
11月	1,541	1,412	1,383	46.1	129,530	123,200	119,000	2,216,577	2,216,577	2,216,577
12月	1,522	1,360	1,267	40.9	132,450	122,380	108,350	3,278,930	3,278,930	3,278,930
1月	1,376	1,196	1,296	41.8	116,800	106,750	109,150	2,290,827	2,290,827	2,290,827
2月	1,340	1,075	1,267	45.3	116,850	95,650	111,300	2,288,616	2,288,616	2,288,616
3月	1,411	1,132	1,210	39.0	120,730	94,600	103,600	2,216,907	2,216,907	2,216,907
合計	16,984	16,119	16,492	45.2	1,455,160	1,412,540	1,428,800	29,537,037	29,537,037	29,537,037
前年比	△18.5%	△5.1%	2.3%		△18.0%	△2.9%	1.2%	0.9%	0.0%	0.0%
月平均	1415.3	1343.3	1374.3		121,263	117,712	119,067	2,461,420	2,461,420	2,461,420

○ 広島県市町等運行路線再編促進費補助金

（単位：円）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度～4年度
県補助金	2,411,000	2,411,000	1,283,000	—

※県費補助は、前年度10月～本年度9月が補助対象期間となる。おと姫バス運行路線16系統の内、経常収支率15%以上の路線が対象。平成29年4月に運賃を一律100円に引き下げたことにより、各系統で収支率が下がり、平成30年度（H29.10～H30.9）補助対象が0路線になり、広島県の補助は対象外となった。

◎ さんようバス乗車人員・生活交通路線維持費補助金・運賃補てん補助金

ア. 乗車人員（平成31年度～令和4年度）

平成31年度	92,975人
令和2年度	94,189人
令和3年度	101,780人
令和4年度	84,999人

イ. 生活交通路線維持費補助金（平成31年度～令和5年度）

平成31年度	3,948,781円
令和2年度	6,075,681円
令和3年度	416,519円
令和4年度	3,384,713円
令和5年度予算	5,248,000円

※国の補助金申請において、補助対象経常費用のうち、補助対象必要収益は、20分の11が必要であり、経常収益を差し引いて、更に不足する部分について町が補助金を支出。

ウ. 運賃補てん補助金（平成31年度～令和5年度）※平成29年度10月より実施

平成31年度	15,488,129円
令和2年度	15,018,091円
令和3年度	14,653,701円
令和4年度	15,455,320円
令和5年度予算	15,520,000円

※路線バスの運賃値下げによる欠損額を町が補助。

◎ 竹原フェリーバス欠損額負担金（平成31年度～令和5年度）

平成31年度	1,176,750円
令和2年度	2,319,750円
令和3年度	2,987,550円
令和4年度	2,679,300円
令和5年度予算	3,984,000円

※竹原港～竹原駅、中通、パルティフジまでの定期路線の欠損額を竹原市55%、大崎上島町45%の割合で補助。

※ 陸上交通・海上交通欠損額の8割が国の特別交付税で措置  
 (本ページの竹原フェリーバス欠損負担金及び町独自施策であるバス運賃補てん補助金を除く)

(3) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について

① 町内における公共交通（陸上交通）の利用者数※

基準（令和元年度）	現状（令和4年度）	目標値（令和6年度）
113,800人	101,491人	基準の水準を維持

※コミュニティバス、路線バスの利用者数の合計値

② 本町の地域公共交通関連の支出額※

基準（令和元年度）	現状（令和4年度）	目標値（令和6年度）
12,565万円	約14,216万円 [ 高速船 5,360万円 ブルーライン 1,764万円 さざなみ 2,396万円 おと姫バス 2,811万円 路線バス 1,885万円 ]	基準の水準を維持

※陸上交通、海上交通における支出額の合計額

③ コミュニティバス（おと姫バス）の収支率

基準（令和元年度）	現状（令和4年度）	目標値（令和6年度）
6.1%	4.8%	基準の水準を維持

④ 本町の観光客数※

基準（令和元年度）	現状（令和4年度）	目標値（令和6年度）
85,000人	36,035人	88,000人を上回る

※目標値は「大崎上島町第2次まち・ひと・しごと総合戦略」に準じて設定

⑤ 将来の交通手段をとっても不安を感じる町民の割合※

基準（令和2年度）	計画期間最終年に調査	目標値（令和7年度）
28.6%	— %	25%未満

※令和2年度町民アンケート「将来の交通手段に対する不安の程度」の回答より

⑥ 高齢者等への公共交通勉強会の開催回数

基準（令和2年度）	現状（令和4年度）	目標値（～令和7年度）
8回/年	11回/年	毎年8回以上

## 2. 協議事項

(1) 令和4年度収入支出決算(案)について

### 令和4年度大崎上島町公共交通連携協議会決算書

収入の部			(単位：円)		
款	項	目	予算額	決算額	備考
負担金	負担金	負担金	0	0	
補助金	補助金	補助金	4,692,000	4,692,000	町補助金
繰越金	繰越金	繰越金	0	0	
諸収入	諸収入	諸収入	1,000	19	預金利息
合計			4,693,000	4,692,019	

支出の部			(単位：円)		
款	項	目	予算額	決算額	備考
運営費	会議費	会議費	160,000	58,345	35回協議会報償費
				65,225	36回協議会報償費
小計			160,000	123,570	
運営費	事務費	事務費	90,000	1,550	バスの乗り方教室費用
小計			90,000	1,550	
事業費	事業費	事業費	4,411,000	2,728,770	地域公共交通計画策定事業 実施支援業務
				513,370	公共交通利用促進業務
小計			4,411,000	3,242,140	
予備費	予備費	予備費	32,000	0	
小計			32,000	0	
支出計				3,367,260	
町へ戻入				1,324,759	執行残 1,324,740 円、 預金利息分 19 円
合計			4,693,000	4,692,019	

令和4年度大崎上島町公共交通連携協議会  
歳入歳出決算審査意見書

大崎上島町公共交通連携協議会規約第13条第3項の規定により令和4年度歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果は、次のとおりである。

- 1 審査対象  
令和4年度歳入歳出決算書および関係帳簿類
- 2 審査期日  
令和5年 **3** 月 **31** 日
- 3 審査方法  
令和4年度大崎上島町公共交通連携協議会歳入歳出決算書及び証書類について、関係帳簿類と照合して審査を行い、必要に応じて関係者の意見を求めた。
- 4 審査結果  
審査に付された歳入歳出決算書及び証書類は、関係帳簿と符合しており、計数的にも正確であり、予算の執行状況も適正なものと認めた。

令和5年 **3** 月 **31** 日

大崎上島町公共交通連携協議会

監査委員（大崎上島町商工会 副会長）

信谷 裕



(2) 令和5年度収入支出予算(案)について

令和5年度大崎上島町公共交通連携協議会の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ4,269千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収入支出予算」による。

(支出予算の流用)

第2条 支出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

令和5年8月10日

大崎上島町公共交通連携協議会 会長 小田 博

第1表 収入支出予算

○ 収入の部

(単位:千円)

科 目			予算額	説 明
款	項	目		
1 負担金	1 負担金	1 負担金	—	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	4,268	大崎上島町補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	—	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1	預金収入
収入合計			4,269	

○ 支出の部

(単位:千円)

科 目			予算額	説 明
款	項	目		
1 運営費	1 会議費	1 会議費	318	協議会委員報酬等
	2 事務費	1 事務費	90	需用費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	3,861	業務委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	—	
支出合計			4,269	

第2表 補助対象経費算出明細

補助対象経費の区分	補助対象経費(千円)	積算内訳	
委員会等経費	318	委員報酬(協議会4回分)	288,000円
		振込手数料	29,040円
		小計	317,040円
事務費	90	事務消耗品代等	90,000円
		小計	90,000円
業務委託料	3,861	地域公共交通計画事業実施支援業務	2,189,000円
		公共交通利用促進事業	1,669,800円
		振込手数料	1,540円
		小計	3,860,340円
合計	4,269		

### (3) 令和5年度事業計画（案）について

#### ① 陸上交通の運行及び改善事業

##### ア おと姫バス、路線バスの利用状況の検証等

おと姫バス、路線バスの利用実績等からサービス内容を検証し、必要に応じて改善の検討を行う。また、収益率が極端に低い路線の減便または廃止、デマンド等の代替輸送の導入やシステムの構築を検討する。

##### イ 新たな交通課題への対応方策の検討

人口減少・高齢化の急進や、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少した利用の回復の対応策等、町内の新しい交通課題への対応方策について検討する。

#### ② 海上交通の運航及び改善事業

##### ア 高速船利用分析及び方向性の検討

新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前より利用者数が減少している状況を踏まえて、利用者数等、利用状況を検証するとともに、高速船の役割やあり方について検討する。

#### ③ 乗り継ぎ・待合い環境の改善事業

##### ア 公共交通利用者の快適利用に向けた環境整備

バス停へのベンチ新設等、公共交通利用者の快適性向上に向けた環境整備を検討する。

#### ④ 地域公共交通利用促進業務

##### ア 町民を対象とした公共交通勉強会の実施

サロン等を対象として、公共交通勉強会を実施し、利用促進（デマンド実証の周知）等を図る。買い物支援の一環として、勉強会の回数・内容を充実させるため、運営を外部に委託する。

##### イ 園児・児童を対象としたバスの乗り方教室の実施

幼稚園、小学校と協力し、園児・児童を対象としたバスの乗り方教室及び交通安全教室を実施し、バスの利用促進と交通安全等の啓発を図る。

##### ウ 町広報紙へ協議会事業紹介及び公共交通利用促進啓発記事を掲載

町広報紙を活用し、公共交通の利用促進及び協議会事業の実施状況を町民に報告する。

(4) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

令和5年9月30日をもって有効期間が満了となるため更新登録の申請を行う。

① コミュニティバス

ア. 登録番号

中広市交第1号

イ. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白輸送

ウ. 自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

バス3台

エ. 運送しようとする旅客の範囲

住民等

オ. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の第6条による利用料金は中学生以上1人100円、小学生以下1人50円、未就学児童は大人同乗の場合1人に限り無料とする。

大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の利用料金の減免。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び第1種の身体障害者手帳を所持する者と同乗する介護者。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び第1級の精神障害者福祉手帳を所持する者と同乗する介護者。
- (3) 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者及び療育手帳の所持する者と同乗する介護者。利用料金の減免額は5割とする。

② 外出支援サービス

ア. 登録番号

中広市福第1号

イ. 自家用有償旅客運送の種別

市町村福祉輸送

ウ. 自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

車いす車 8台 (うち軽5台)

セダン等 6台 (うち軽4台)

エ. 運送しようとする旅客の範囲

- ・町内に住所を有する70歳以上の単身又は高齢者のみの世帯であって、要介護又は要支援の認定を受けており、かつ、一般交通機関の利用困難な者。
- ・障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般交通機関の利用困難な者。

オ. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

- ・大崎上島町内 片道 300 円
- ・町外 (4 時間未満利用) フェリー代等実費+1,000 円
- ・町外 (4 時間以上利用) フェリー代等実費+2,000 円

カ. 利用状況

令和4年度

実施日数 604 日

通院 (町内) 686 人 (延 1,908 回)

通院 (町外) 192 人 (延 462 回)

合 計 878 人 (延 2,370 回)

## (5) デマンド交通実証実験の実施について

### ◎ 目的

人口減少や高齢化に伴う公共交通機関の利用者減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動の機会の減少の影響により、公共交通事業全体で輸送人員が減少している。このため、ニューノーマルに対応した新たな交通サービスの導入が急務となっており、地域交通の高度化を含めた取組が必要である。

よって、町民の移動需要に応える新たな交通サービスを実現するため、定時定路線型で運行しているコミュニティバス「おと姫バス」と併行してデマンドバスを導入することとし、その実効性を検証し、海上交通を含めた交通再編を効果的、効率的に行えるよう分析を行うことを目的とし、本業務を実施するものである。

### ◎ 実施内容

- ・運行日程：令和6年1月以降で3ヶ月間（予定）
- ・運行区域：大崎上島・長島
- ・運行台数：2台
- ・利用運賃：100円
- ・運行の仕組み
  - ▶ 利用者が、スマートフォン等からインターネット予約（24時間受付）で予約。予約した乗降場所より利用する。電話からの予約も併用する。
  - ▶ 予約内容に応じてAI等で運行ルートを自動生成し、効率的な乗合運行を実施する。
  - ▶ 乗降ポイントを現行の路線バス及びコミュニティバスよりも多く設定する。
- ・その他：現行の路線バス及びコミュニティバスの運行は継続した状態で実施する。

※ 区域図等、実施内容の詳細については別紙資料を参照のこと。

### ◎ 実証調査後について

実証実験において、区域デマンド型の地域交通が、現行の定時定路線型コミュニティバスが抱える課題の解決策となり、その結果として住民等の移動ニーズに適した公共交通となり得るかを評価・検証し、得られた知見を基に必要な見直しを行い、令和6年度以降の社会実装を目指す。

## 大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿

区 分	団体名	職名等	氏 名	備考
学識経験者その他協議会が必要と認める者（大学教授等）	広島商船高等専門学校	流通情報工学科教授	岡山正人	
一般旅客自動車運送事業者	さんようバス株式会社	代表取締役社長	土井俊斉	
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	さんようバス株式会社	従業員代表	佐村 優	
一般旅客定期航路事業者	尾道地区旅客船協会	事務局長	柳井裕志	
	山陽商船株式会社	代表取締役専務	日浦徹治	
	大崎汽船株式会社	代表取締役	川本公夫	
利用者又は住民代表者	大崎上島町議会	議長	信谷俊樹	
	大崎上島町連合区長会	副会長	山田泰三	
	大崎上島交通問題協議会	会長	閑田大祐	
	大崎上島町商工会	副会長	信谷 裕	
	大崎上島町社会福祉協議会	会長	有田卓也	
	大崎上島町地域女性連合会	会長	田房明美	
	大崎上島町観光協会	会長	中原幸太	
国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	築山泉美	
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	中井孝司	
広島県地域政策局地域振興担当部長又はその指名する者	広島県地域政策局	交通対策担当課長	藤井 剛	
広島県警察竹原警察署長又はその指名する者	竹原警察署	大崎上島分庁舎長	稲田雅之	
大崎上島町副町長	大崎上島町	副町長	小田 博	
大崎上島町地域経営課長	大崎上島町	地域経営課長	坂田 誠	
道路管理者	大崎上島町	建設課長	藤原通伸	

# 大崎上島町公共交通連携協議会規約

制定 平成22年 7月 23日

(設置及び目的)

第1条 大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定及び海上運送法（昭和24年法律第187号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1大崎上島町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送、航路の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 大崎上島町副町長
- (2) 大崎上島町地域経営課長
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者
- (5) 一般旅客定期航路事業者
- (6) 一般旅客定期航路事業者の船員の代表者
- (7) 大崎上島町議会の代表
- (8) 利用者又は住民の代表
- (9) 国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者
- (10) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (11) 広島県地域政策局総括官（地域振興）又はその指名する者
- (12) 道路管理者
- (13) 広島県警察竹原警察署長又はその指名する者
- (14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の

職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は委員の互選により定める。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大崎上島町企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1人置く。

- 2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携協議会財務規程に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年7月23日から施行する。

平成28年3月24日一部改正

平成28年8月31日一部改正

令和2年8月31日一部改正

令和3年12月15日一部改正

# 大崎上島町公共交通連携協議会財務規程

制定 平成22年7月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎上島町公共交通連携協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、大崎上島町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に報告しなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に報告しなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大崎上島町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月23日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

# 大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程

制定 平成22年7月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎上島町公共交通連携協議会規約第11条の規定に基づき、大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大崎上島町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大崎上島町の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大崎上島町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、大崎上島町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月23日から施行する。

平成28年8月31日一部改正

令和3年12月15日一部改正

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
大崎上島町公共交通連携協議会長の印		古印体	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長